

技術士包装物流会会則 (2021年1月27日現在)

第1条 本会は、技術士包装物流会（Japan Packaging and Logistics Consultants Society
略称：JPLCS）と称する。

第2条 本会は、事務所を東京都豊島区南池袋2-47-6 2Fに置く。

第3条 本会は、包装・物流関係技術士相互の親睦、研鑽および連絡協力を行い、もって会員の教養および技術の向上を図ると共に対外活動を行い、また海外関係団体との技術交流を図ることを目的とする。

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、かつ技術士試験に合格し、理事会で承認されたものとする。なお、技術士補の場合は、準会員として扱うものとする。

本会は下記会員で構成される。

正会員 技術士第二次試験合格者

準会員 技術士第一次試験合格者

尚準会員が二次試験に合格した場合は自動的に正会員となる。

第5条 本会は、次の事業を行う。

1. 研究会、読書会、見学会等
2. 共同研究
3. 経験交流及び資料の交換
4. 包装・物流技術の向上、改善のための問題提起
5. 教育資料作成の指導
6. コンサルタントの斡旋紹介
7. 講師の派遣
8. 関係諸団体との交流
9. 海外関係団体との交流
10. その他

第6条 本会の最高意思決定機関は総会とする。本会は年1回以上総会を開催する。会員の過半数の出席（出席者と委任状提出者の合計）を以て総会は成立し、総会での議案決裁は、出席会員の2分の1以上の同意を得ることとする。

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名以内

理事 30名以内

相談役 7名以内 歴代の会長、関西支部長、日本技術士会理事経験者より

監事 4名以内

第8条 役員は会員を代表して本会の運営に当たる。

理事会は、会長、副会長、理事により構成し、会長が主宰する。出席理事の過半数の賛成を得て議案は成立する。なお、緊急の場合は、電子メールまたはFAX等を

利用する臨時理事会を開催することが出来る。

相談役、監事は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第9条 役員は正会員の中から選出し、その任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

2. 会長選出のための選挙管理委員会を設置する。

選挙管理委員会は、理事会にて正会員の中から決定した委員若干名で構成する。

3. 会長は選挙管理委員会のもとに正会員による選挙で選出する。

会長に立候補を希望する正会員は、正会員5名以上の推薦状を添えて改選期の前年の10月15日までに選挙管理委員長宛にその旨通知するものとする。

立候補者が居ない場合は現役員のうち、会長、副会長、理事の推薦または互選で、理事会に於いて次期会長候補者を立て、総会で議決する。

4. 副会長は会長推薦により、理事は会長、副会長推薦により候補者を立て、総会で議決する。

5. 相談役で希望する者は理事を兼務することが出来る。

第10条 本会に顧問をおくことが出来る。

第11条 本会の会費は、年額1万円とする。ただし、準会員は年額6千円とする。

なお、下記の3要件を満たす正会員で申し出があった場合は、理事会の承認後、名簿、会報のみ送付することとして会費を免除する。

1. 80歳以上

2. 会の重責者として貢献した（会長、副会長、監事、関西支部長、関西副支部長等）

3. 在籍期間20年以上

また、会費の滞納が2年連続し、かつ納入の意思がない会員については、会長判断で退会とすることが出来る。

第12条 本会の会計年度は、1月1日より12月31日とする。

第13条 会員死亡の際の弔慰金は、香典（または花料）として相当額を供える。

第14条 海外勤務あるいは長期療養などの事由で活動に参加できない会員より申し出があった場合、理事会の承認により、休会とし、名簿にその旨記載する。尚、会費は徴収しない。

第15条 本会の運営に重要な関係を持つ団体等に所属する方々の中から副会長および理事2名以上の推薦があり、会長が認める場合は会友として登録することが出来る。なお、会友は会費払込みの義務は負わない。

第16条 会則の各条項に関連して、会則に定めのない細かな事項に運用上の手続きを定めることが相当と判断される事項については、理事会で出席理事の過半数の賛成を以て『規則』を定めることが出来る。会員は誰でも発案することが出来るが、理事会への起案は理事3名以上の連名で文書により行うこととする。

[改訂の記録]

昭和 42 年 (1967 年) 4 月 1 日制定	
昭和 46 年 (1971 年) 2 月 10 日改訂	会計年度及び監事の新設、会費増額
昭和 51 年 (1976 年) 7 月 21 日改訂	名称変更、役員増員、会費増額
昭和 58 年 (1983 年) 4 月 15 日改訂	名称変更、総会の議決追加、会費増額
昭和 63 年 (1988 年) 1 月 28 日改訂	特別理事の新設
平成 02 年 (1990 年) 1 月 29 日改訂	関西支部発足に伴う役員増員
平成 03 年 (1991 年) 1 月 28 日改訂	会費増額
平成 04 年 (1992 年) 1 月 30 日改訂	役員増員
平成 07 年 (1995 年) 2 月 6 日改訂	英文名称改称
平成 09 年 (1997 年) 1 月 24 日改訂	第 3 条及び第 10 条に文言追加、第 12 条追加
平成 12 年 (2000 年) 1 月 20 日改訂	第 8 条に文言追加 (会長選出方法)
平成 13 年 (2001 年) 1 月 23 日改訂	第 13 条追加
平成 14 年 (2002 年) 1 月 24 日改訂	第 10 条に会費滞納者の除名規定を追加
平成 15 年 (2003 年) 1 月 23 日改訂	第 14 条を追加
平成 16 年 (2004 年) 1 月 29 日改訂	第 8 条の一部を改定、第 15 条を新設
平成 19 年 (2007 年) 1 月 30 日改訂	第 13 条の一部を改定
平成 21 年 (2009 年) 1 月 28 日改訂	第 7,8,9 条役員呼称、人数、選出方法を改定 第 8 条新設のため、以降条数に変更 第 6,15,16 条議決条件を改定
平成 22 年 (2010 年) 1 月 27 日改訂	第 4,9,11 条 技術士補の入会の関連条項改定 第 8 条 臨時理事会の規定を追加 第 11 条 除名を退会に字句修正
平成 23 年 (2011 年) 1 月 26 日改訂	第 4 条、第 9 条、第 11 条の内容変更
平成 24 年 (2012 年) 1 月 30 日改訂	第 2 条 呼称変更、第 7 条 人数及び副会長、相談役の選出規定を変更
平成 28 年 (2016 年) 1 月 18 日改訂	第 11 条 会費免除規定を改定
令和 2 年 (2020 年) 1 月 27 日改訂	第 2 条 事務所所在地を変更 第 7 条 理事定員を改定 第 8 条、第 9 条 役員選出方法の文言修正
令和 3 年 (2021 年) 1 月 27 日改訂	第 8 条 相談役、監事の役割追加 第 9 条 選挙管理委員会の設置追加、 相談役の理事兼務可追加

=以上=